

報道関係者 各位

令和6年10月31日（木）

【照会先】

山口労働局労働基準部監督課

監督課長 赤尾 裕一郎

地方労働基準監察監督官 西村 哲史

電話（083）995-0370

## 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」を 県内の労働基準監督署に設置します

～労働者かもしれないフリーランスからの相談に対応～

厚生労働省山口労働局（局長 友住 弘一郎）では、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（令和5年法律第25号。以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」）が施行される11月1日に合わせて、県内すべての労働基準監督署に、自らの働き方が労働者に該当する可能性があると考えられるフリーランス（業務委託を受ける事業者）からの労働基準法等の違反に関する相談窓口（受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ））を設置します。（別添1参照）

労働基準法上の「労働者」に該当するか否かは、契約の形式や名称にかかわらず、実態を勘案して総合的に判断されます。

近年、働き方が多様化し、フリーランスとしての新しい働き方が拡大する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態としては労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者に該当するような働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

山口労働局は、このたびの取り組みを通じて、フリーランスとして契約しながら実態は労働者となっている方々の労働環境整備に努めます。

※ なお、フリーランス・事業者間取引適正化等法に関する相談先は、内容が就業環境の整備に関するものは山口労働局雇用環境・均等室（電話083-995-0390）、内容が取引の適正化に関するものについては公正取引委員会または中小企業庁になります。

### 【取り組み概要】

#### ■ 労働者性に疑義がある方からの労働基準法等違反に関する相談窓口を設置します

請負契約や委任契約といった契約形式にとらわれることなく、働く方々からの相談に丁寧に対応します。また、労働者に該当するかどうかの判断基準の説明や、「働き方の自己診断チェックリスト」を用いたチェックなども行います。（別添参照）

#### ■ 労働基準監督署において労働者に当たるかどうかの判断を行います

労働者性の判断基準について理解を促すため、新たに、厚生労働省において労働者性判断に係る近時の代表的な裁判例を取りまとめた参考資料集<sup>（※1）</sup>を作成しました。

労働基準監督署では、これらの資料も活用しつつ、相談内容から労働基準法等違反が疑われ、申告<sup>（※2）</sup>として調査した場合には、原則、相談者の方が労働者に当たるかどうかの判断を行います。

（※1） <https://www.mhlw.go.jp/content/001319389.pdf>

（※2）労働基準法等に基づき、法違反の事実を労働基準監督署に申し立てることをいいます。



## 「労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反相談窓口」一覧表

監督署名	所在地・連絡先	管轄区域
下関 労働基準監督署	〒750-8522 下関市東大和町 2-5-15 電話：083-266-5476（方面）	下関市
宇部 労働基準監督署	〒755-0044 宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 電話：0836-31-4500（方面）	宇部市、山陽小野田市、美祢市(秋芳町、美東町を除く)
徳山 労働基準監督署	〒745-0844 周南市速玉町 3-41 電話：0834-21-1788	周南市(下松労働基準監督署の管轄区域を除く)
下松 労働基準監督署	〒744-0078 下松市西市 2-10-25 電話：0833-41-1780	下松市、光市、柳井市(大畠、神代、遠崎を除く)、周南市の旧熊毛町地域(大河内、奥関屋、勝間原、小松原、御所尾原、幸ヶ丘、新清光台、自由ヶ丘、清尾、鶴見台、中村、原、樋口、緑が丘、八代、安田、夢ヶ丘、呼坂、清光台町、高水原、呼坂本町、熊毛中央町、勝間ヶ丘、藤ヶ台)、熊毛郡
岩国 労働基準監督署	〒740-0027 岩国市中津町 2-15-10 電話：0827-24-1133	岩国市、柳井市大畠、柳井市神代、柳井市遠崎、大島郡、玖珂郡
山口 労働基準監督署	〒753-0088 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 1号館 電話：083-922-1238（方面）	山口市、防府市、美祢市のうち秋芳町、美東町
萩 労働基準監督署	〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 電話：0838-22-0750	萩市、長門市、阿武郡

# あなたの働き方をチェックしてみましょう

## ～その働き方、「労働者」ではないですか？～

※ 「フリーランス」とは、業務委託(請負契約または委任契約・準委任契約)により、仕事の依頼を受けた個人(法人化した者も含む)のことをいいます。

働き方が多様化する一方で、フリーランスとして働く方の中には、実態として労働基準法上の「労働者」に該当する働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、労働基準法等に基づく保護が受けられていないといった問題が指摘されています。

「労働者」に該当するかどうかの基準は以下のとおりです。

「働き方の自己診断チェックリスト」(裏面参照)を活用しながら、ご自身の働き方をチェックしてみましょう。

## 労働者とは

労働基準法では、「労働者」を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」(第9条)と規定しています。

実務上、「労働者」に当たるかどうかは、以下の2つの基準(使用従属性)で判断されます。

- ① 労働が他人の指揮監督下において行われているかどうか、すなわち、他人に従属して労務を提供しているかどうか
- ② 報酬が、「指揮監督下における労働」の対価として支払われているかどうか

具体的には、「労働者性の判断基準」に基づき、実態をもとに総合的に判断されます。

## 労働者性の判断基準

### 1. 「使用従属性」に関する判断基準

#### (1) 「指揮監督下の労働」であること

- ア 仕事の依頼、業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無
- イ 業務遂行上の指揮監督の有無
- ウ 拘束性の有無
- エ 代替性の有無(指揮監督関係を補強する要素)

#### (2) 「報酬の労務対償性」があること

### 2. 「労働者性」の判断を補強する要素

- (1) 事業者性の有無
- (2) 専属性の程度
- (3) その他

# 働き方の自己診断チェックリスト(フリーランス向け)

現在のあなたの働き方について、該当する項目にチェック☑を入れてください。  
不明の場合は、空欄のままで結構です。

チェックポイント1 依頼に対する諾否	
委託事業者から仕事を頼まれたら、断る自由はありますか	A 自分に断る自由がある
	B 自分に断る自由はない
チェックポイント2 指揮監督	
日々の仕事の内容や方法はどのように決めていますか	A 毎日の仕事量や配分、進め方は、基本的に自分の裁量で決定する
	B 毎日、委託事業者から仕事量や配分、進め方の具体的な指示を受けて働く
チェックポイント3 拘束性	
委託事業者から仕事の就業場所や就業時間(始業・終業)を決められていますか	A 基本的には自分で決められる
	B 委託事業者から具体的に決められている
チェックポイント4 代替性	
あなたの都合が悪くなった場合、頼まれた仕事を代わりの人に行わせることはできますか	A 代役を立てることも認められている
	B 代役を立てることは認められていない
チェックポイント5 報酬の労務対償性	
あなたの報酬はどのように決められていますか	A 受注した仕事の出来高見合い
	B 日や時間あたりいくらで決まっている
チェックポイント6 資機材等の負担	
仕事で使う材料又は機械・器具等は誰が用意していますか	A 自分で用意している
	B 委託事業者が用意している
チェックポイント7 報酬の額	
同種の仕事に従事する正規従業員と比較した場合、報酬の額はどうか	A 正規従業員よりも高額である
	B 正規従業員と同程度か、経費負担を引くと同程度よりも低くなる
チェックポイント8 専属性	
他の仕事に従事することは可能ですか	A 自由に他の委託事業者の仕事に従事できる
	B 実質的に他の委託事業者の仕事制限され、特定の委託事業者の仕事だけに長期にわたって従事している

チェックリストのAに該当する場合、労働者性を**否定**する方向に働く事情となる

チェックリストのBに該当する場合、労働者性を**肯定**する方向に働く事情となる